横 浜 市 記 者 発 表 資 料

平成 29 年 10 月 12 日
建 築 局 都 市 計 画 課
都 市 整 備 局 企 画 課

「都市計画の方針」及び「線引き」全市見直しに関する都市計画案の策定について

～ 法定縦覧・意見書の受付を行います ～

まちづくりの上位方針である都市計画の方針と線引きの見直しに関する都市計画案を策定しましたので、都市計画法第 17 条に基づく縦覧及び意見書の受付を行います。

なお、線引きの見直しに合わせて、関連する用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域、緑化地域及び臨港地区を変更します。また、一部の地区については地区計画や土地区画整理事業等をあわせて定めます。提出された意見書の要旨は、都市計画審議会で審議する際の参考資料となります。

１ 見直しのポイント

（１）都市計画の方針※１

・都市計画の方針の決定権限が県から市へ移譲されたことを踏まえ、独自性と総合的な視点をもった都市計画の積極的な活用を図り、持続的な都市の成長・発展につなげていきます。
・都市基盤施設の整備効果を最大限に生かし、計画的な土地利用の誘導を図っていきます。
・主要駅周辺等に「規制誘導地区」を設定し、機能集積を図っていきます。

（２）線引き※２

・既に市街地化している区域については、地域の実情を踏まえたきめ細かな見直しを行います。
・土地区画整理事業等の計画的な市街地整備に合わせた見直しも行います。
（グリーンライン川和町駅周辺[川和町駅周辺西地区]、第三京浜港北 IC 周辺[川向町南耕地地区]、青葉区恩田町の一部[恩田駅南地区]、栄区上郷町の一部[栄上郷町猿田地区]、中区南本牧ふ頭の一部）
・線引きの見直し地区は合計約 200 地区で、市街化区域が約 624 ヘクタール増となります。

※１「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」及び「防災街区整備方針」の４つの方針を指します。
※２市街化区域と市街化調整区域の区域区分のことを指し、おおむね６～７年ごとに全市的な見直しを行っています。

２ 都市計画案の縦覧（閲覧）及び意見書の受付

（１）縦覧（閲覧）期間及び意見書の提出期間
平成 29 年 10 月 13 日（金）から 10 月 27 日（金）まで（土・日を除く）
午前８時 45 分から午後５時 15 分まで

（２）縦覧場所及び意見書の提出期限
建築局都市計画課　10 月 27 日（金）必着
〒231-0012　中区相生町３丁目 56 番地の１　ＪＮビル 14 階

（３）閲覧場所（都市計画案の写し（当該区のみ））
各区区政推進課（中区を除く）（受付時間　午前８時 45 分から午後５時まで）
中区については、建築局都市計画課へお越しください。
都市計画課ホームページで都市計画案の概要をご覧になれます。
横浜市　都市計画課　で検索
http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/cityplan/

（４）意見書の提出方法
郵送、持参又は電子申請
意見書を提出できる方は、関係住民及び利害関係人です。
なお、意見書の参考様式は、縦覧（閲覧）場所で配布しているほか、都市計画課ホームページからもダウンロードできます。

[裏面あり]

＜全市見直しの流れ＞

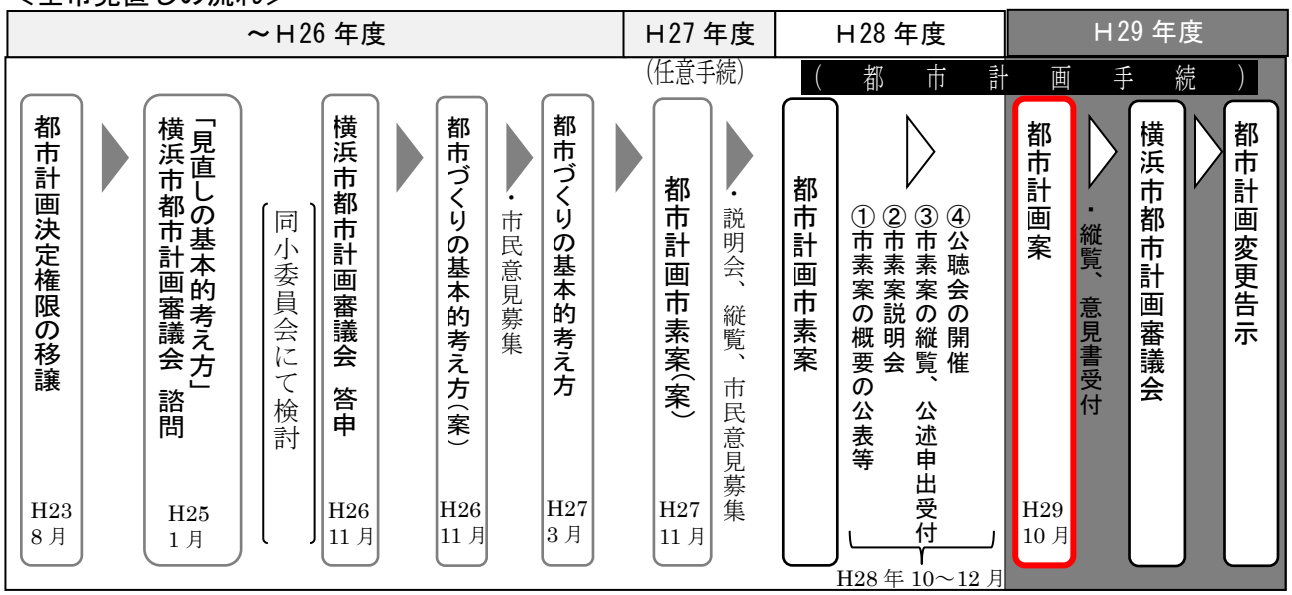

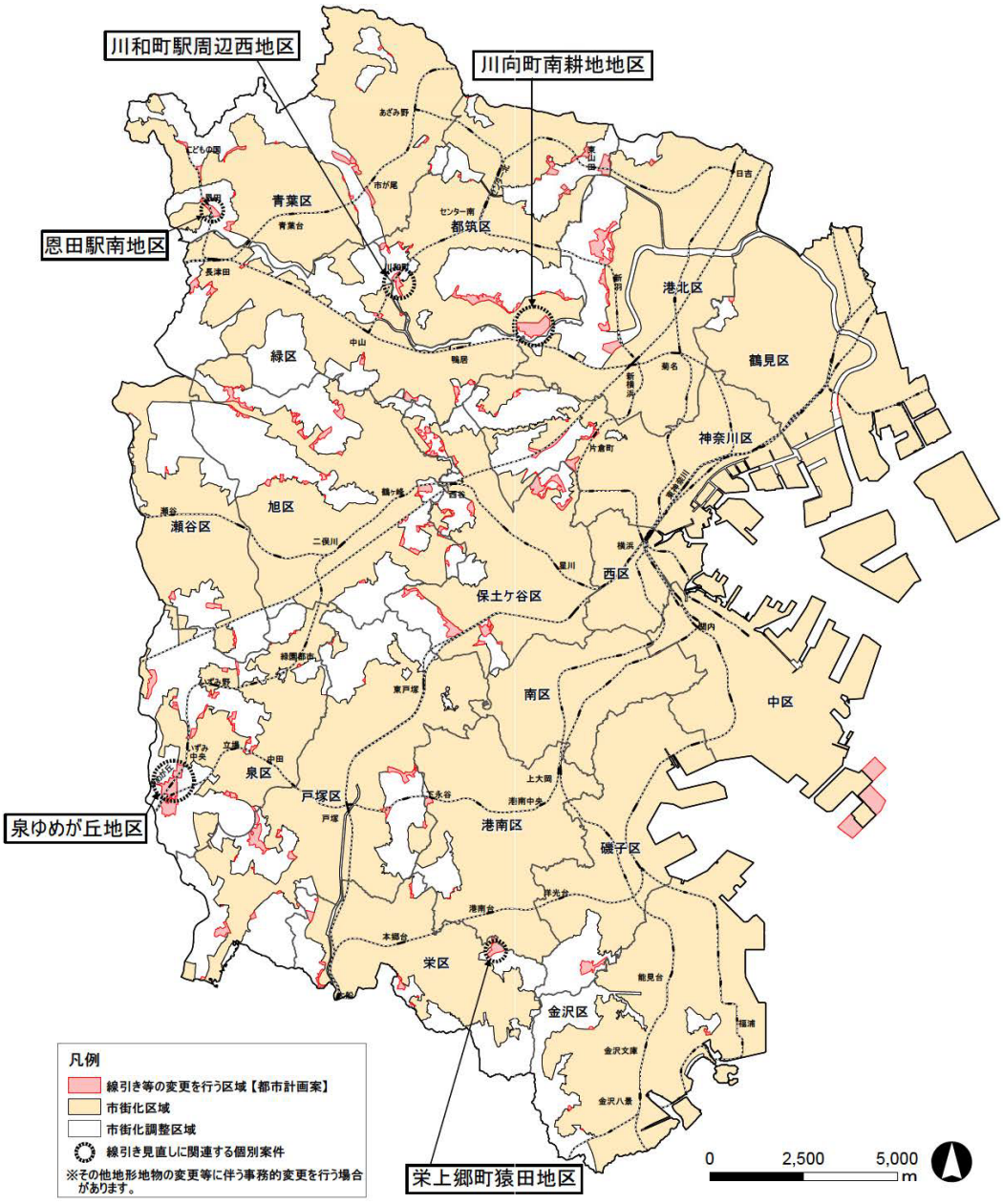

お問合せ先			
線引き及び都市計画手続きについて	建築局都市計画課長	大友　直樹	Tel 045-671-2663
都市計画の方針について	都市整備局企画課長	堀田　和宏	Tel 045-671-2005